

離農予定者は計画書の提出を

付離農金請求手続きに必要です

自作地が三〇アール以上あり、ひきつづき五年以上農業を続けた二十歳以上の経営主。

次とおり、それぞれ代表者を善意に感謝します

行政相談日

通じてご寄附いただきました。
△青少年健全育成資金二二〇万円
△市民会館建設資金二二〇万円
△西谷小学校施設費四万七千円
△西谷町地区50歳祝戌亥会
△長岡公共職業安定所
△とどき 五月二十四日 午前10時から午後3時まで
△どころ 市役所市民相談室
なんでも気軽にご相談ください

昨年の一月から離農者には、農業者年金基金から離農給付金が支給されています。

この離農給付金は、農業の經營者が離農するとき、離農一時金が経営規模などの条件によって支

給されるものです。支給される金額は、その条件により一五万円と三五万円ですが、

給付を受けるためには、離農するほぼ一年前までに離農計画書を提出しなければなりません。

離農計画書は、耕作地の地番、地目、地積などを記入していただ

くもので、用紙は農業委員会事務局にあります。離農を予定しているかたは、農業委員会(二階)へ

ご相談ください。

離農する一年前に自分名義の

投票区別登録者数(昭和47年3月31日現在)

投票区	投票所	男	女	計
第1	柄尾市公民館	384	356	740
第2	小貫公民館	105	123	228
第3	柄尾小土ヶ谷分校	61	68	129
第4	樺出小学校	430	415	845
第5	旧熊袋教員住宅	186	187	373
第6	農協人面支所	245	255	500
第7	川谷小学校	180	183	363
第8	梅野俣公民館	103	109	212
第9	上塩小学校	260	275	535
第10	塩川小学校	241	234	475
第11	旧柄堀小学校	373	316	689
第12	東谷中学校	410	319	729
第13	白山保育所	187	175	362
第14	荷頃小学校	341	356	697
第15	一之貝小学校	246	238	484
第16	一之貝小軽井沢分校	88	77	165
第17	北札小学校	78	74	152
第18	本津川公民館	35	37	72
第19	入東谷公民館	220	223	443
第20	吹谷公民館	87	94	181
第21	栗山沢小学校	83	85	168
第22	西谷公民館	136	132	268
第23	田之口公民館	73	64	137
第24	西谷小第2校舎	74	67	141
第25	中野俣小学校	169	157	326
第26	新山公民館	102	102	204
第27	繁窪公民館	87	98	185
第28	半蔵金中学校	174	179	353
第29	半蔵金小田代分校	40	33	73
第30	蓬谷公民館	94	92	186
第31	山葵谷公民館	62	70	132
合		5,354	5,193	10,547

とちお 47・5・10発行(第3種郵便物認可)

農業委員選挙人名簿が確定

有権者数は10,547人

農業委員選挙の選挙人名簿は、毎年一月一日現在でみなさんの申請によって、市農業委員会の審査を受けて調整しますが、ことしも

登録人員は一〇、五四七人(男五、三五四人、女五、一九三人)で農家数は、三、六五八戸です。

ことしは、七月に任期満了による農業委員の選挙が

予定されています。

選挙による農業委員の定数は、三月市議会で五人減らして一五人になりました。投票区別の登録人員は、つぎのとおりです。

農業委員選挙人名簿が

確定しました。

3月31日でまとまりました。

これによると、

登録人員は一〇、五四七人(男五、三五四人、女五、一九三人)で農家数は、三、六五八戸です。

ことしは、七月に任期満了による農業委員の選挙が

予定されています。

選挙による農業委員の定数は、三月市議会で五人減らして一五人になりました。投票区別の登録人員は、つぎのとおりです。

農業委員選挙人名簿が

確定しました。

これによると、

登録人員は一〇、五四七人(男五、三五四人、女五、一九三人)で農家数は、三、六五八戸です。

ことしは、七月に任期満了

使用区分は、午前九時から正午
正午から午後五時、午後五時から
午後十時までの二回と、午前九時
から午後十時までの一日区分です
部屋は、一階に調理研修室、診
療室、和室(三)浴室(二)。
三階に大ホール、和室がしつらえ
てあります。このうち一般が使用
できる部屋は、調理研修室、娛樂
室、和室(四)大ホールです。

使用を時間で
四つに区分住民福祉の
西谷地区開発
気軽に利

►第1会議室(3階) 50人から60人がはいれます。多数の集会、結婚式などの会場にも使用できます。

開発センター使用料

(1) 専用使用料

区分	使用時間					摘要
	午前9時 ~ 正午	正午 ~ 午後5時	午後5時 ~ 午後10時	午前9時 ~ 午後10時		
大ホール	150~200人	120m ²	800円	1,000円	1,500円	2,000円
第1会議室(和)	50~60	25畳	600	800	1,200	1,600
第2会議室(和)	10~15	8畳	200	300	500	700
第3会議室(和)	10~15	8畳	200	300	500	700
第4会議室(和)	10~15	8畳	200	300	500	700
娯楽室(和洋室)	20~30	10畳と 16.5m ²	300	400	600	800
調理研修室	15~20	40m ²	500	500	700	900

(2) 普通使用料

専用することなく開発センターを使用する場合、1人につき1回50円。1回とは午前9時~正午、正午~午後5時、午後5時~午後10時を単位とします。

(3) その他の使用料

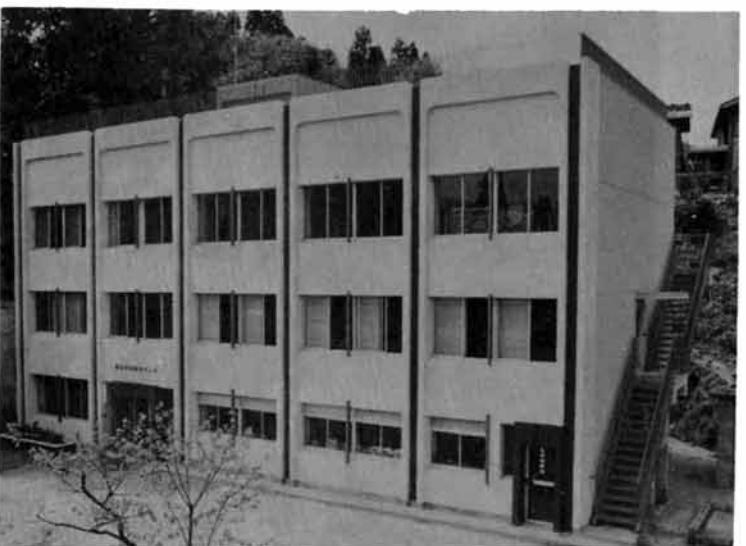
- 當利または営業の目的で使用する場合の使用料は、定額の3倍とします。
- ア 営利を目的としないが、入場料を徴収または有償の会員券を発行して使用する場合の使用料は、定額の2倍とします。
- イ 使用承認時間を超過して使用する場合の使用料金は、1時間につきそれぞれ時間区分に該当する20%計算額とします。

〔開館時間〕	
月曜日から金曜日 〔午前9時から午後10時まで〕	
土曜日 〔午前9時から正午まで〕	
〔休館〕	
市役所の休日などに準じます。	
〔利用できる人〕	
原則として板尾市民です。	
〔利用手続き〕	
利用希望者は、市役所企画調査課に開発センターに備えある「開発センター使用申請書」を係に提出して下さい。	
〔利用料金〕	
課が開発センターに備えある「開発センター使用願」に必要なこと	
が記入して、使用希望日の三日前までに使用料を添えて提出して下さい。	
〔利用料金〕	
①暖房費30%増 ②浴室使用1回 500円	

向上をめざす
センターが完成

用ください

昨年の九月から市内北荷頃地内に建設工事が進められていた「西谷地区開発センター」が完成し、さる四月二十二日開館しました。この開発センターは移り変りの激しい社会において、農山村が立ち遅れないよう産業教育から社会教育、生活改善、保健福祉などを進め、住民福祉の向上をはかる多目的な機能をもつ総合施設です。建物は、鉄筋コンクリート造り三階建、延面積は六六四平方㍍で総工費三、二三三万円で、建設は共栄土建㈱が施工したものです。センターの概要と利用の手続きなどをお知らせします。



完成した西谷地区開発センター



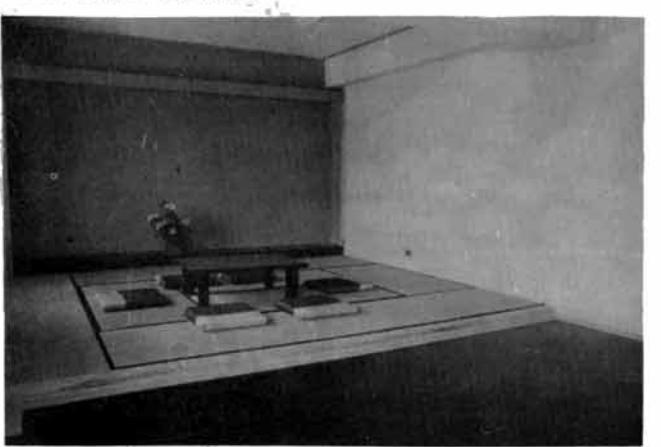
►調理研修室(1階) 農山村の食生活改善のため調理の実習ができるよう調理台三台、ガステーブル四台が設備しております。



▲図書室(2階) 建物の裏側に20m²施設され12人程度が静かな部屋で読書できます。

▼娯楽室(2階)

一室が和、洋室部に分けられ、和室部分には和室テーブル、洋間部分には応接セットを備え、カラーテレビを見たり、話したり、囲碁、将棋ができます。



納め忘れはありますか

国民年金特例納付 6月30日で終ります

国民年金の特例納付は六月三十日であります。

これは、今まで納め忘れて二年を過ぎ時効などによって納められなくなっていた保険料を今回限り納められるようにしたものであります。

国民年金は、昭和三十六年に掛金式で「国民皆年金」として生まれました。

のことから、将来は国民年金

市は、運転者と歩行者が交通ルルを守って交通事故なくしようと交通マナーを指導する交通指導員を

つぎの五人のかたにお願いしました。今後、街頭で交通指導を行ないますのでよろしくお願ひします。

吉田芳雄（金町）笠井淳七郎（旭町）

市は、運転者と歩行者が交通ルルを守って交通事故なくしようと交通マナーを指導する交通指導員を

つぎの五人のかたにお願いしました。今後、街頭で交通指導を行ないますのでよろしくお願ひします。

吉田芳雄（金町）笠井淳七郎（旭町）

市は、運転者と歩行者が交通ルルを守って交通事故なくようと交通マナーを指導する交通指導員を

つぎの五人のかたにお願いしました。今後、街頭で交通指導を行ないますのでよろしくお願ひします。

吉田芳雄（金町）笠井淳七郎（旭町）

河川監視員も五人

昨年から刈谷田川に油類が流失するなど、下流域に迷惑をかけました。このため、市は河川の汚染を未然に防ごうと、このほど河川監視員につきの五人から当つてもううことになりました。

久保一（金町）斎藤国一（下谷内）大竹覚一（土々町）杵淵徳三郎（旭町）稻田栄太郎（新町）

昨年から刈谷田川に油類が流失するなど、下流域に迷惑をかけました。このため、市は河川の汚染を未然に防ごうと、このほど河川監視員につきの五人から当つてもううことになりました。

久保一（金町）斎藤国一（下谷内）大竹覚一（土々町）杵淵徳三郎（旭町）稻田栄太郎（新町）

昨年から刈谷田川に油類が流失するなど、下流域に迷惑をかけました。このため、市は河川の汚染を未然に防ごうと、このほど河川監視員につきの五人から当つてもううことになりました。

久保一（金町）斎藤国一（下谷内）大竹覚一（土々町）杵淵徳三郎（旭町）稻田栄太郎（新町）

かれ続けても二十五年の年数における人があります。

これら中・高年齢層のかたには

別表のように年齢別に老齢年金を受けるのに必要な受給資格期間を

余ゆう時間が設けられています。

この余ゆう期間以上保険料の未納期間があると将来老齢年金を受けられないことがあります。

国民年金では、これらのかたに

も年金が受けられるようになります。

時効にかかると受けられなくなつた保険料を一ヶ月につき四五〇円を納めれば年金を受けられます。

あなたは、別表に該当しています。

医療費を無料に

市は、四月一日から七十歳以上で一人暮らしをしていて、所得税が課税されないかたが医師の診療を受けた場合、個人負担分の全額を助成しています。

これは、自宅診療、入院を問わず、医療費のうち健康保険などの給付額を差し引いた個人負担分を県の補助金を加え助成するもの。

医療機関にかかるとき、個人負担分をいつたん支払つてもらひその支払い分を福祉事務所に請求すれば支給します。

請求には、印かん、保険証、年金証書、受領証が必要です。

市は、四月一日から七十歳以上で一人暮らしをしていて、所得税が課税されないかたが医師の診療を受けた場合、個人負担分の全額を助成しています。

これは、自宅診療、入院を問わ

ず、医療費のうち健康保険などの給付額を差し引いた個人負担分を県の補助金を加え助成するもの。

医療機関にかかるとき、個人負担分をいつたん支払つてもらひその支払い分を福祉事務所に請求すれば支給します。

請求には、印かん、保険証、年

金証書、受領証が必要です。

市は、四月一日から七十歳以上で一人暮らしをしていて、所得税が課税されないかたが医師の診療を受けた場合、個人負担分の全額を助成しています。

これは、自宅診療、入院を問わ

ず、医療費のうち健康保険などの給付額を差し引いた個人負担分を県の補助金を加え助成するもの。

